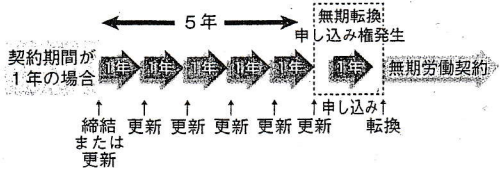
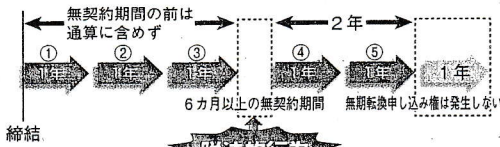


5年で無期転換ルール

■有期契約の通算期間が5年を超えると無期契約を申し込める



■途中で半年以上の無契約期間があると無期契約を申し込めない
無契約期間が6カ月以上であれば、それ以前の契約期間①～⑤は通算対象から除外



脱法的行為

厚生労働省「無契約転換のためのパンフレット」から



羅針盤

日本共産党
三菱伊丹委員会
2017年12月
206号

しんぶん赤旗
ご購入ください
日刊 3497円
日曜版 823円

「働き方改革」 5年以内で雇止め 脱法行為すぐ中止に

日本共産党の山下芳生副委員長は11月22日の参院本会議での代表質問で、「森友・加計疑惑」や原発、働き方、憲法などで安倍晋三首相の姿勢をただしました。山下氏は、動かしがたい事実、国民の怒りの声を突きつけ、暴走政治の転換を求めました。働き方、憲法問題での質疑をしんぶん「赤旗」から抜粋し、ご紹介します。

山下氏は、安倍政権が「働き方改革」と称して「残業代ゼロ制度」や月80〜100時間残業の合法化を検討していることを批判。「長時間労働がいつそうはびこることには明らかだ。過労自殺した高橋まつりさんの母、幸美さんの『働く人の健康と命を守るために法律改正を』の訴えにどうこたえるのか」と迫りました。

安倍首相は「過労死、過労自殺を二度と繰り返さない強い決意」と述べながら、「働き方改革」法案はそのまま進める考えを示しました。

雇用期間が5年以上の有期契約労働者が、希望すれば無期契約に転換できる権利が来年から4月から生じます。それを前にトヨタやホンダなど大手自動車メーカーは、無期雇用にはさせないよう6カ月間の空白期間を設ける契約を結んでいます(図)。山下氏は「5年たつたら無期雇用」でなく、「5年以内で雇止め」。これでは大量の失業者を生み出すことになる」と批判。国立大学でも同様の動きが顕在化しているとして「有期雇用

★安倍9条改憲NO!
憲法を生かす全国統一署名にご協力下さい。
よびかけ団体 安倍9条改憲NO!
全国市民アクション

労働者1500万人に開ける重大問題。政府はどのような手だてをとるつもりか。脱法的やり方は今すぐやめるべきだと求めました。

安倍首相は、自動車会社の雇止めについて「法の趣旨に照らして望ましいものではない」として実態調査を踏まえて必要な対策をとると述べました。(2ページに続く)



リストラ・長時間労働 困ったこと、悩みがあったら 秘密厳守
働くルールの110番 TEL 072-781-0122
日本共産党三菱電機伊丹委員会 伊丹市千僧6-218 革新会館内 E-Mail: melcojcp@osk3.3web.ne.jp

9条2項を空文化 海外派兵歯止めなく

山下氏は、日本社会の姿かたちを規定する根幹に憲法9条があったとして、5月3日に「9条を変える」と宣言した安倍首相に見解を問いました。

山下氏は、多大な犠牲者を出した戦争を日本が起こした深い反省から憲法9条が生まれたと指摘。「戦争はしない」「戦力はもたない」と決意した9条には「内外の犠牲者の無念、残された者の平和への願いが刻まれている」と強調しました。

山下氏は、9条の歴史的な意義について、軍事面では自衛隊の海外派兵を制限する最大の歯止めになり、経済では軍事費を抑制し国

民生活を向上させた指摘。さらに、学術・文化も戦前の軍事優先との決別により、世界の平和と福祉の増進に貢献したとして安倍首相の認識を問いました。

首相は憲法9条の生い立ちや役割についてはふれず「平和主義の理念を具体化した」とだけ答えました。

また山下氏は、安倍首相が狙う憲法9条への自衛隊明記について、(仮にそれが実現すれば『新法は旧法を改廃する』という法の原則によって『戦力は持たない』とした)「9条2項が空文化し歯止めのない海外派兵に道が開ける」と警告し

「日本社会の姿かたちが大きく変わる。断じて認めるわけにはいかない」と強調。「今変えるべきは憲法ではなく、憲法をないがしろにする政治だ」と迫りました。安倍首相は自衛隊の任務や権限に変更はないとして「指摘はまったくあたらない」と強弁しました。



日本国憲法 第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法と自衛隊の関係	
自衛隊	<p>戦力の不保持規定 ↓ 自衛隊 (法律上の存在) 9条2項と自衛隊は「上下関係」。 自衛隊は9条2項の下にあって違憲の疑いを避けるために集団的自衛権の行使や海外での武力行使の禁止のルールを形成し「合憲」性を担保</p>
現在の9条2項と自衛隊	<p>上下の規範</p>
安倍改憲 1、2項を残して自衛隊を明記	<p>並列の関係</p> <p>戦力不保持規定 ↔ 自衛隊規定 9条2項と自衛隊は「並列関係」。自衛隊の合憲性を論ずる余地はなくなり、従来の制約の存在理由は消滅。自衛隊規定により2項は圧迫され死文化</p>

(しんぶん赤旗11/27)

▼9条2項は「戦力の不保持」を規定しています。そのもとで世界有数の軍事力である自衛隊が「違憲」の疑いをもたれるからこそ、これまで政府は集団的自衛権の行使や海外での武力行使はできないという憲法解釈をとり、それに縛られた実力組織として自衛隊の「合憲性」を説明してきました。

自衛隊が憲法に明記され、文字通り憲法上の存在になれば、合憲性の担保としての制約は消滅し、無制限の海外での武力行使に道が開かれます(表参照)。安倍首相の答弁とは全く逆に、自衛隊の「任務と権限」に根本的な変化が生じてきます。